

議会第2号

塩尻市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩尻市議会委員会条例（昭和36年塩尻市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第14条の2を次のように改める。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 オンラインによる方法により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15条ただし書中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者が、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第29条第3項

において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第29条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議会第2号 議案関係資料

塩尻市議会委員会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となり、委員会における手続きについて情報通信技術を利用した方法により行うこと、また、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために必要となる共通事項を定めるほか、当議会の運営状況に合わせた所要の改正をするものです。

2 概要

- (1) 委員会に係る手続きについてオンライン化を可能とするもの
- (2) オンラインによる方法における委員会について、出席の特例を委員会の開会方法の特例に改めるもの
- (3) 公述人及び参考人は、オンラインによる方法により意見を述べるができるとするもの

3 条例の新旧対照表

別記のとおりです。

4 条例の施行等

令和7年4月1日から施行するものです。

塩尻市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現 行
(委員長の職務代行) 第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。 2 略 <u>(委員会の開会方法の特例)</u> 第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。 2 <u>オンラインによる方法により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>	(委員長の職務代行) 第11条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。 2 略 <u>(出席の特例)</u> 第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。 2 <u>前項の場合において、委員がオンラインにより委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u>

3 前項の規定による届出をして、委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(出席説明の要求)

第20条 略

2 前項の規定により出席を求められた者が、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第

3 前項の許可を得て委員がオンラインにより委員会に参加する場合は、次条、第16条第1項及び第29条第1項の規定の適用について、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

4 委員がオンラインにより参加する場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(出席説明の要求)

第20条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 略

29条第3項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

（公述人の決定）

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 略

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

（代理人又は文書等による意見の陳述）

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第28条 略

2 略

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 前3条の規定は、参考人について準用する。

（公述人の決定）

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 略

（代理人又は文書による意見の陳述）

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第28条 略

2 略

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

(記録)

第29条 略

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(記録)

第29条 略

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。
この場合における同項の署名又は押印については、
法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。